

総務関係事務事業の取扱い（その1）について

総務関係事務事業の取扱い（その1）について提出する。

平成16年5月12日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 総務関係事務事業の取扱い
<p>1．行政区に関すること 行政区については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。ただし、同一の行政区名については、合併時までに新町の名称、字名の取扱いと合わせて調整する。</p> <p>2．自治会活動補助金等に関すること 区長協議会等への補助金は、合併時に統一する方向で調整する。区への交付金等の制度は合併後に再編する。</p> <p>3．区会館建設等に係る補助金に関すること 区会館建設等に係る補助金の補助率、要件等は合併後に再編する。</p> <p>4．地縁団体に関すること 地縁団体については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>5．情報公開制度に関すること 情報公開制度については、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。ただし、手数料については、美方町、村岡町の例により無料とし、複製費などの実費は徴収する。</p> <p>6．個人情報保護制度に関すること 個人情報保護制度については、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。</p> <p>7．指定金融機関等の指定に関すること 指定金融機関等の指定については、合併時に再編する。</p>		